

成年後見制度をご存じですか？ ■問合せ いきいき高齢課 ☎(20)3021

成年後見制度という言葉は、聞き慣れないかも知れません。しかし、すべての方が自分らしく過ごすために、ぜひ知ってください。

●成年後見制度って何だろう？

成年後見制度とは、認知症の高齢者や知的・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の権利を守る制度です。

制度では、預貯金や不動産などの財産管理、介護サービス利用や施設入所に関する契約などを行うときに、自分で判断して行うことが難しい方々に対して支援します。

●成年後見制度は大きく分けると、次の2つです。

1. 法定後見制度(本人の判断能力が十分でない場合)

法定後見制度は「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分かれており、本人の判断能力の程度などに応じて選択します。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人など(成年後見人・保佐人・補助人)が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が成年後見人などの同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消すなどして、本人を保護・支援します。

利用の手続きは、本人の住所地にある家庭裁判所に、後見などの開始の審判を申し立てます。

2. 任意後見制度(本人の判断能力が十分でない状態になる前)

任意後見制度は、本人の判断能力があるうちに、将来判断能力が十分でなくなったときのために備えて、あらかじめ自ら選んだ任意後見人と自分の生活のことや財産管理に関する事務などについて代理権を与える契約(任意後見契約)を結んでおく制度です。本人の判断能力が十分でなくなったときに支援を行います。

利用の仕方は、まず自ら選んだ任意後見人と依頼する内容を話し合っておき、公証人の作成する公正証書によって契約を結んでおきます。本人の判断能力が十分でなくなったとき、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てをします。

※佐野市にお住まいの方は、宇都宮家庭裁判所足利支部(足利市丸山町621・☎0284(41)3168)になります。申し立ての相談や必要な書類、費用については家庭裁判所にご確認ください

介護予防教室「元気いっぱい教室」を開催します

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生活するために、介護予防教室を開催します。

▶日時・会場 ※各会場午後1時30分～3時

	1回目	2回目	3回目	4回目	備考
城北地区公民館	9月14日	9月21日	9月28日	10月5日	すべて金曜日
植野地区公民館	9月26日	10月3日	10月10日	10月17日	すべて水曜日
田沼中央公民館	10月12日	10月19日	10月26日	11月9日	すべて金曜日
葛生地区公民館	11月7日	11月14日	11月21日	11月28日	すべて水曜日

▶内容

①美術を楽しみながら脳を活性化(臨床美術士)、②転倒骨折予防のお話と体操(柔道整復師・中高老年期運動指導士)、③口の中のお話(歯科医師・歯科衛生士)、④若さを保つ栄養のお話(栄養士)など

▶対象 市内にお住まいの65歳以上の方

▶費用 無料 ※初回のみ300円(画材代)

▶定員 各会場とも先着15人

■申込 いきいき高齢課地域支援事業係 ☎(20)3021

※お申し込みされた方には個別に通知で詳細をご案内します

こころの健康づくり

9月10日～16日は「自殺予防週間」です



あなたもゲートキーパー宣言！



ゲート(門)キーパー(守る人)とは“命の門番”の意味です

平成10年から、自殺死亡数は全国で3万人から減少していません。平成23年の自殺者数は3万651人で交通事故死亡者数4,612人の6.6倍となっています。

自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いため、ゲートキーパーの役割は、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることです。

あなたの大切な人が、いつもと違うと感じたら、以下のことに留意して声をかけてみませんか。

1. 気づき…家族や仲間の変化に気づいて、声をかけましょう

こんなことはありませんか？

- ・性格が急に変わったように見える
- ・引きこもりがちになった
- ・よく眠れてないようだ
- ・身体の不調を訴えている

2. 傾聴…本人の気持ちを尊重し、耳を傾けましょう

良い聴き方とは

- ・心配していることを伝える
- ・悩みを真剣に受け止める
- ・相手の気持ちに寄り添い、ねぎらいの言葉をかける

3. つなぎ…早めに専門家などに相談するよう促しましょう

こころや健康の悩み → こころや身体の健康相談 精神保健福祉相談
いのちの電話など

子育ての悩み → 育児相談や子育ての悩み相談など

高齢者の悩み → 健康や福祉、医療や介護の相談など

経済・生活の悩み → 多重債務相談 消費生活相談 経営相談など

広報さのでは毎月15日号に相談ガイドを掲載しています。

日程をご確認のうえ、悩みごとはそれぞれの専門家などに早めにご相談ください。

4. 見守り…温かく寄り添いながら、じっくりと見守りましょう

話を聞いた→専門家につなげた→終了ではありません。

悩みは繰り返すものです。長期間、見守る必要があります。



自殺は追い込まれた末の死です。社会的な取組みと適切な治療により防げます。そのためには社会全体でお互いを支えあうことが大切です。

こころのサイン 気づく人の輪 ひろげます

■問合せ 健康増進課(佐野市保健センター) ☎(24)5770